

2014 年 12 月 25 日

文化審議会著作権分科会
著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
土肥一史主査殿

ヤフー株式会社
今子さゆり

報告書（案）について、以下の通り意見を述べさせていただきます。

1. 第 2 章第 4 節「タイプ 2（プライベート・ユーザーアップロード型）に関する検討」
について

報告書（案）では、「タイプ 2 の枠内で行われる利用行為については、基本的には、利用行為主体は利用者であり、当該利用者が行う著作物の複製行為は、私的使用目的の複製（第 30 条第 1 項）であると整理することができ、権利者の許諾を得ることは特段不要であるとの意見が示された」（15 頁）、「タイプ 2（プライベート・ユーザーアップロード型）の枠内で行われる利用行為については、基本的には利用行為主体は利用者であり、当該利用者が行う著作物の複製行為は、私的使用目的の複製（第 30 条第 1 項）であると整理することができ、権利者の許諾を得ることは特段不要であると解されるとの意見が示された」（33 頁）と記載されております。

しかし、本小委員会においては、議論の結果、タイプ 2 については、権利者の許諾は不要であるとまとめられ¹、これを受けて、2014 年 11 月 26 日に開催された知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（第 3 回）における文部科学省の説明資料にも、同分科会における検討の概要として、「タイプ 2 のロッカー型クラウドサービス」については、「基本的に利用行為主体は利用者であり、その場合には当該サービスで行われる著作物の複製は私的使用目的の範囲内であり、権利者の許諾は不要であるとの意見で一致した」と記載されております²。

つきましては、報告書（案）における「権利者の許諾を得ることは特段不要であると解されるとの意見が示された」という記述は議論の内容を反映したものではないため、これを「権利者の許諾は不要であるとの意見で一致した」に修正するのが適当と考えます。

¹ 文化審議会著作権分科会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第 6 回）議事録（http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/hogoriyou/h26_06/gijishidai.html）参照。

² 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（第 3 回）「文部科学省説明資料②」（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai3/siryou2.pdf）参照。同・議事録（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai3/gijiroku.html）も参照。

2. 第2章第5節「ロッカー型クラウドサービスに対応した集中管理による契約スキーム」について

報告書（案）第2章第5節は、「ロッカー型クラウドサービスに対応した集中管理による契約スキーム」という表題の下、「以上の議論を踏まえると、ロッカー型クラウドサービスを事業者が展開するに当たっては、法解釈のみならず事業者と権利者との契約も極めて重要な要素の一つとなっており、当該契約を円滑に行うことがサービスの拡大のために強く求められるところである」（18頁）と記載されております。

しかしながら、先述の通り、本小委員会における議論の結果、「タイプ2のロッカー型クラウドサービス」については「権利者の許諾は不要であるとの意見で一致した」のですから、報告書（案）の第2章第5節における「集中管理による契約スキーム」の対象となる「ロッカー型クラウドサービス」は、「タイプ2以外のロッカー型クラウドサービス」と修正するのが適当と考えます³。

以上

³ 前掲注（1）本小委員会（第6回）議事録、本小委員会第6回参考資料3「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第6回）における主な意見概要（案）」
（http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/hogoriyou/h26_07/pdf/sanko_3.pdf）2頁、前掲注（2）知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（第3回）議事録も参照。